(7)　信号発生器及びスペクトル分析器の離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋200kHzから＋20MHzまで及び送信周波数帯域の下端の－200kHzから－20MHzまでにおいて一定の周波数間隔で変更して測定を繰り返す。

(8)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定する。

(9)　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。

5　試験結果の記載方法

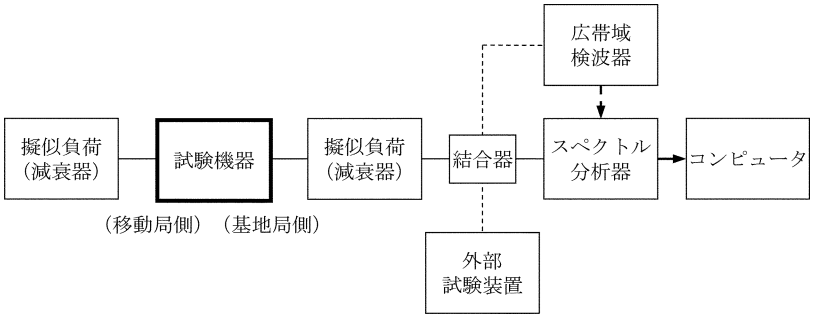
(1)　上側又は下側の測定帯域について離調周波数ごとに、技術基準で規定する単位で記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

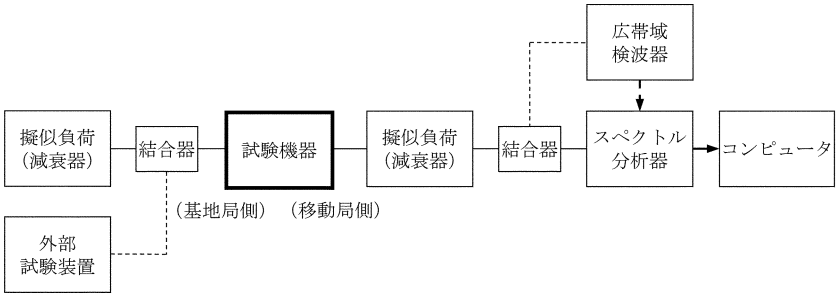
九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図

(1)　陸上移動局対向（下り）



(2)　基地局対向（上り）



2　測定器の条件等

(1)　測定対象が低レベルであるため、擬似負荷（減衰器）の減衰量は可能な限り低い値にする。

(2)　副次的に発する電波（以下この表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　副次発射の許容値が適用される周波数範囲

イ　分解能帯域幅　副次発射の許容値が適用される周波数幅

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度